

令和7年度 西尾市観光バスツアー助成事業の実施概要

1、事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大からの回復・拡大期において、団体客の誘客を推進するとともに貸切バス等のツアー造成の需要喚起のため市内の宿泊・立寄り施設（食事・観光・お土産店等）を訪れるバス利用団体旅行に対し、その必要経費を補助することにより市内の宿泊事業者を支援し、西尾市への観光誘客に繋げ、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2、助成の対象事業者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けている旅行者であること。
または、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けていること。

3、対象となるツアー

補助事業者が所有するバス、または借り上げた大型、中型、小型、マイクロバスによる宿泊を含む募集型、受注型企画旅行であること。

4、助成対象条件

- (1) 参加人員：15名様以上（乗務員・添乗員を除く）のバス利用団体であること。
- (2) 対象期間：令和7年4月1日～令和7年6月30日（宿泊日、または施設立寄り日）に実施される旅行であること。
- (3) 西尾市外の発着で西尾市内の対象宿泊施設、または対象立寄り施設（食事・観光・土産店等）を利用すること。
- (4) 宿泊は1泊2食利用とする。1泊朝食の場合には西尾市内で夕食をとること。
- (5) 受付期間は出発日の14日前までに対象施設に予約のうえ申請書が到着したツアーであること。
- (6) 西尾市以外、西尾市内指定外の施設に宿泊した場合でも対象立寄り施設を利用した場合には助成対象となる。
- (7) 補助金の上限は1事業者あたり「バス10台まで（宿泊・日帰りの合計）」となります。

5、補助金の額（バス1台につき）

対象施設に宿泊の場合、30,000円

対象施設に立寄りの場合には1カ所につき、10,000円

※対象施設への宿泊を伴う場合には1ツアーの上限 60,000円

※対象施設への宿泊を伴わない場合には1ツアーの上限 30,000円

6、申請方法（メール、FAX、郵送のいずれか）

- (1) 申請に必要な書類：交付申請書 [（様式第1号）](#)、実施計画書 [（様式第2号）](#)、および旅程が記載された募集広告（募集型企画旅行）、または旅程表（受注型企画旅行）を旅行開始日の2週間前までに西尾市観光協会に提出する。西尾市観光協会は申請書到着後5営業日以内に決定通知書 [（様式第3号）](#) にて助成可否を回答する。

- (2) 旅行を中止する場合、または申請書を記載した事業内容に変更が発生した場合には変更・中止報告書 ([様式第4号](#)) を使用し、出発日の3日前までに西尾市観光協会に連絡する。
- (3) ツアー実施後に帰着日から14日以内に下記の書類を提出する。
 - ・実施報告書 ([様式第5号](#)) ・請求書 ([様式第6号](#))、
 - ・宿泊証明書 ([様式A](#)) ・バス運行証明書 ([様式B](#))
- (4) 令和7年6月30日までに宿泊する旅行については令和7年7月15日までに提出すること。
- (5) 補助金の支払いは書類が到着した日の翌月末までに請求書に記載された口座に振込する。
ただし、書類に不備がある場合には必要な書類が揃った日の翌月末に振込する。

7、その他

- (1) 補助金総額が上限に達した場合には予告なく受付を終了することがある。
- (2) 西尾市内に2泊以上、宿泊する場合もバス1台あたりの補助金は増額されない。
- (3) 帰着日から14日以内に届かない場合には支払の対象にならない場合がある。
- (4) 同一ツアーで出発日が複数ある場合には出発日ごとに実施報告書を分けて提出すること。
- (5) 対象要件については大規模な新型コロナウイルスや他の情勢により変更となる場合がある。
- (6) 対象事業者は暴力団、およびその構成員に関係していないこと。
- (7) 本補助金の交付を受けた事業者はツアーに関する会計帳票は5年間保管願います。

8、問い合わせ先

西尾市観光協会 (月～金 8:30～17:30)

担当：和田

住所：西尾市花ノ木町4丁目64番地

TEL：0563-57-7882 FAX：0563-57-2261

メール nishiokanko@katch.ne.jp

協会HP <https://nishiokanko.com>